

## 「人間関係プログラム」推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市立小・中学校児童生徒の人間関係に起因する課題の解決を目指し、児童生徒自身が、人と接する際に必要なスキルを身に付けることを目的とした「人間関係プログラム」(以下「HRT」という)を推進するため、「人間関係プログラム」推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、プログラムの推進を行う。

(1) HRT実施に係る推進・啓発について

(2) HRT実施の評価について

(組織)

第3条

(1) 委員会は、学識経験者、PTA代表、市立小・中学校関係者及びさいたま市教育委員会の職員、20名以内で組織する。

(2) 委員は、前項に規定する者のうちから、教育長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長および副委員長を置く。

(職務)

第6条

(1) 委員長は、委員会の事務を総理する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときにはその職務を代理する。

(会議)

第7条

(1) 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

(2) 委員長は、必要があると認めるときには、学識経験者等の出席を求め、意見を聴取することができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会における会議の結果を教育長に報告する。

(事務局)

第9条 委員会は、事務局を教育委員会学校教育部指導2課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成17年 4月28日から、これを施行する。